

第6期第5回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第6期第5回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	令和4年8月2日（火） 午後6時00分～午後8時00分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>（委員19名）</p> <p>宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、今井武久委員、岩橋栄子委員、松本一夫委員、吉田壯二委員、横井千香子委員、寺嶋雄一郎委員、蓮池敏明委員、會田一恵委員、後藤正臣委員、嵯峨野祐輔委員、土田秀行委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、山添友恵委員、石川剛士委員、大嶺ひろ子委員、佐藤美香委員</p> <p>（事務局5名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	なし
5 議題	<p>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 地域包括支援センターの増設に向けた準備について …資料1</p> <p>2 令和3年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告） …資料2</p> <p>3 令和4年度地域包括支援センター事業計画について …資料3</p> <p>4 地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について …資料4</p> <p>5 その他</p> <p>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料5</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料6</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開） …資料7</p> <p>4 その他</p>
6 配付資料	<p>（資料1） 地域包括支援センターの増設に向けた準備について</p> <p>（資料2） 令和3年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告）</p> <p>（資料3-1） 令和4年度練馬区地域包括支援センター事業計画について</p> <p>（資料3-2） 令和4年度地域包括支援センター事業計画抜粋（練馬圏域）</p> <p>（資料3-3） 令和4年度地域包括支援センター事業計画抜粋（光が丘圏域）</p> <p>（資料3-4） 令和4年度地域包括支援センター事業計画抜粋（石神井圏域）</p> <p>（資料3-5） 令和4年度地域包括支援センター事業計画抜粋（大泉圏域）</p> <p>（資料4） 地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について</p> <p>（資料5） 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p> <p>（資料5参考資料1） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について</p> <p>（資料5参考資料2） 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>（資料6） 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について</p> <p>（資料7） 地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>（参考資料1） 練馬の介護保険状況について（6月分）</p> <p>（参考資料2） すぐわかる介護保険</p> <p>（参考資料3） こんにちは 地域包括支援センターです！</p> <p>（参考資料4） 地域密着型サービスってなんだろう！？</p>

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL : 03 - 5984 - 1187(直通) Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL : 03 - 5984 - 1461(直通) Eメール : KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

第5回地域包括支援センター運営協議会 第5回地域密着型サービス運営委員会

（令和4年8月2日（火）：午後6時00分～午後8時00分）

○委員長

ただいまより、第6期第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

本日は、オンライン開催となるため、傍聴者はいない。

委員の出席状況および配布資料の確認を事務局から願います。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

○委員長

今回、人事異動等に伴い、新委員の挨拶および区幹事の紹介をお願いしたい。

【新委員挨拶、続いて、区幹事の紹介】

○委員長

では、次第に沿って進めていく。なお、閉会は午後7時30分を目途としている。

まず、地域包括支援センター運営協議会の案件1、地域包括支援センターの増設に向けた準備について、高齢者支援課長に説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあれば願います。
(なし)

○委員長

案件2に移る。令和3年度練馬区地域包括支援センター事業実績について、資料2の説明を高齢者支援課長に願います。

○高齢者支援課長

【資料2について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあれば願います。

○委員

資料2によると、各地域包括支援センターの拠点別の相談件数は、特に石神井圏域と大

泉圏域で1万件を超えるところが多い。これは、これらの圏域の高齢者人口が多いことから、相談件数も多くなっているということなのか。

○高齢者支援課長

基本的には6,000人の高齢者人口を基準にして、地域包括支援センターを設置している。ただ、高齢者人口だけでなく、地域包括支援センターの立地条件により相談件数が増えるところもある。

また、地域包括支援センターの近くに病院があるということも相談件数に影響しているのではないかと推測する。

○委員

資料2によると、圧倒的に石神井圏域の相談件数が多いと思われる。

令和5年4月に練馬圏域と大泉圏域に地域包括支援センターを増設するということが、石神井圏域の地域包括支援センターの増設の計画はあるのか。

○高齢者支援課長

石神井圏域については、令和6年度に地域包括支援センターの移転を予定している。

移転に併せて、地域の生活動線等を考慮し、担当区域を改めて見直す予定である。

○委員

コロナ禍において、高齢者の独居世帯に、薬剤師として支援する機会を逸した事例が多かったことから、薬剤師会で作成したポスターを薬局に掲示することなどにより高齢者の相談に関する啓発を進めてきた。

その結果、薬局から繋がった相談件数も増えてきているところもあるかと思う。

私のところに相談にきた患者さんを地域包括支援センターにつなげることがあるが、薬局への相談は、医療機関に分類されるのか。薬局については、医療提供に準じた施設と法律でも定義づけられているため、薬局からの相談は医療機関に分類してほしい。

○高齢者支援課長

薬局からの相談実績については、医療機関として計上している。

今話のあった高齢者の独居世帯について補足する。コロナ禍で外出の機会が減っている中で、トイレの電気が24時間で1回もつけられなかった場合に登録してある家族のスマートフォンに異常を知らせるようなサービスなど、ICTを活用した様々な民間の見守りサービスが広がっている。

区としても、そのような民間のサービスの活用により高齢者への見守り体制を強化していくため、令和4年9月から見守りサービスの事例を紹介する講座を開始する予定である。また、その内容を8月1日号の区報で周知している。

○委員

資料4の「権利擁護関係の実績」に関連して、虐待について、どこから通報されるのか

教えていただきたい。

○高齢者支援課長

集計があるわけではないが、家族から相談されるケースや、訪問サービス事業者、近隣住民、民生委員など様々なルートから虐待の相談が地域包括支援センターにされている。

○委員長

案件3に移る。令和4年度 地域包括支援センター事業計画について、資料3の説明を高齢者支援課長に願います。

○高齢者支援課長

【資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5について説明】

○委員長

それでは、資料3について、ご意見、ご質問があれば願います。

○委員

地域包括支援センターによっては、オンラインの環境が整備されていないという説明があったが、行政から助言や支援などは行わないのか。

○高齢者支援課長

練馬区では、区民の方の利便性の向上という視点で、オンライン会議等のICTを活用した業務の効率化を図り、区全体としてデジタル化の取組を推進している。

そうした中で、今後、地域包括支援センターにおける業務の効率化等について検討を進めていきたいと考えている。

○委員

ひとり暮らし高齢者等に対する訪問支援事業について、コロナ禍において各訪問支援員がサービスを提供する際にどのような工夫をしているのか具体的に教えてほしい。

○高齢者支援課長

ひとり暮らし高齢者等に対する訪問支援事業については、インターフォン越しに会話するなど感染症に留意しながらサービスの提供を行っている。不在である場合には、不在連絡票をポストに入れて、すぐ連絡が取れるような工夫をしながら、サービスの提供を行っている。

○委員

地域包括支援センターはよくやっていると思うが、PRが不足している。私も今まで知らなかった。

地域包括支援センターには様々な素晴らしい機能があるわけだから、高齢者がより利用

しやすくなるようにPRを徹底してほしい。

○高齢者支援課長

昔と比べ、地域とのつながりが希薄になり、口コミで伝わるのが難しい状況であるが、来年度、地域包括支援センターが2か所増設する予定である。その機会を捉え、区報だけではなく、様々な媒体を活用し、地域包括支援センターをPRしていきたいと考えている。

○委員長

案件4に移る。地域包括支援センターの運営事業者の選定結果について、資料4の説明を高齢者支援課長にお願いする。

○高齢者支援課長

【資料4について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあればお願いする。

(なし)

これで地域包括支援センター運営協議会を終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会に移る。

案件1、地域密着型サービス事業者等の指定について、案件2、指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について、資料5および資料6の説明を介護保険課長にお願いする。

○介護保険課長

【資料5、資料5参考資料1、資料5参考資料2、資料6について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあればお願いする。

○委員

地域密着型通所介護事業の事業所数が現在110か所で、上限数の114か所まで指定が可能ということだが、指定事業所数が114か所になった場合は、その後の新規申請の相談や受付はどのようになるのかを教えてください。

○介護保険課長

第8期期間中の令和5年度までは、114か所を上限にそれ以上の指定は行わない。

また、第9期計画の事業所の指定については、改めて、上限数等を含めて検討していく。

○委員

上限規制の事業所数114か所に達した時点で、申込みや相談の受付はしないということでしょうか。

○介護保険課長

御指摘のとおり。ただ、介護保険事業計画は3か年ごとであるため、来期については、介護需要を考慮して、検討していきたい。

○委員

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について、「過去の実地指導において、指定更新の妨げとなるような重大な指摘はなかった。」とあるが、更新の場合に、指定更新の妨げになるような重大な指摘というのは、どういったことが該当するのか伺いたい。

○介護保険課長

更新の妨げとなるような重大な指摘とは、介護保険の運営基準違反という形で重大な違反がある場合である。例えば、虐待を行っており、それが改善されない場合や不正請求がなされて指定の取消しになる場合が該当する。この場合、当然、指定更新は認めないと考えている。

○委員

地域密着型通所介護事業の事業所数が最近は増えているような気がしていたが、上限があることを認識した。

○委員長

案件3に移る。本案件は練馬区の「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」で定めた「会議の公開の原則」の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、非公開となる。

応募した法人を地域密着型サービス事業者として選定するか否かは、区が練馬区高齢者福祉施設整備および事業者指定に係る法人選定委員会を開き判断する。その際、本日の協議内容を参考とするため、応募内容についてご意見があれば、積極的にご発言をお願いする。

なお、資料7については、運営委員会終了後、資料の返送をお願いする。

案件3、地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）、資料7の説明を介護保険課長にお願いする。

○介護保険課長

【資料7について説明。資料および発言内容は非公開】

○委員長

その他案件について、参考資料1の説明を、介護保険課長にお願いする。

○介護保険課長

【参考資料1について説明】

○委員長

それでは、次回の日程について事務局から願います。

○事務局

次回の第6期第6回の会議は、令和4年11月11日（金）を予定している。会場は、本日より同じ庁議室を予定している。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては書面開催となる場合があるため、日程や開催方法を含め、詳細は別途お知らせする。

○委員長

委員の皆様には、貴重な御意見をいただき感謝する。

これをもって本日の第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。